

栃木県労働基準協会連合会

平成30年1月1日

第34号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

発行人

藤田英二

印刷 鈴木印刷株式会社



新年のご挨拶

一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会 会長 藤澤 智

新年明けましておめでとうございます。県内8地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また旧年中は、当連合会の事業運営に多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年は、稀勢の里関の連続逆転優勝やリンク栃木プレックスの優勝、藤井聡太四段の29連勝、桐生祥秀選手の9秒98、日光東照宮・陽明門の平成の大修理完成などのうれしいニュースの反面、低温日照不足の夏、都議選の後の突

然の衆議院総選挙、北朝鮮のミサイル発射、九州北部豪雨、大企業・有力企業の不適切な品質管理など、安全安心を脅かす事案が続出しました。

労働関係では、大手広告代理店などの過重労働問題が噴出して、適切な労働時間管理があらためて求められ、長時間労働の是正や多様な勤務形態の見直しを推奨する「働き方改革実行計画」が公表されたり、減少した死亡災害に対して増減の繰り返し（栃木県は3年連続で休業災害が増加）の休業災害の防止対策の強化が提唱され、前年から施行されたストレスチェック制度については、その運用や分析結果が明らかになり、より完成度が高い運用が求められています。

化学物質の表示制度やリスクアセスメントの法改正も周知され今後の充実した管理が期待されています。

政府は、経済の好循環を図るためにアベノミクスの仕上げとして「働き方改革」「人づくり革命・教育重視」などを重点に各種政策・予算などを傾注するとしていますが、国際競争力を失わずに、英智を集めた対策が実施できるかどうか真価を問われますが、その成果を是非期待したいものであります。

また、国内の景況は緩やかな回復基調が続いていると発表されておりますが、今年は誰もが景気回復を実感できる年であってほしいと望んでおります。

会員事業場におかれましても、少子高齢化に対して、女性活躍のみならず、若年層から高齢者まで活躍のできる環境整備や、働き過ぎの防止、多様な正社員制度の導入など、働き方改革実行計画に示された具体的な取組を進めていただくようお願いいたします。

さらに、転倒災害が増加している現状から栃木労働局が進める「ストップ！ 転倒災害プロジェクト」の推進に本年もご協力をお願いいたします。

当連合会では、新年におきましても、引き続き労働災害や長時間労働による健康障害の増加が懸念されることから、県内事業場において労働法令が確実に遵守され、安全で健康的な職場環境が形成されるよう、各種講習会やセミナー、広報などの充実を図り、労働福祉の向上に寄与することとしております。

新年が、栃木県産業界にとって活気あふれる年となり、また、各地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様にとって新たな飛躍の年となりますようご祈念申し上げまして新年の挨拶といたします。



年頭にあたって

栃木労働局長 白兼 俊貴

新年、明けましておめでとうございます。

平成30年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会及び会員事業場の皆様におかれましては、心新たに輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当局の業務の推進に格別のご理解とご協力をいただき御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年、実行段階に入った「働き方改革」は、その認知度も上がる中で深化も求められていますが、長時間労働の是正・削減がその中心的な柱であることは本年も引き続き変わるものではないと思っております。ではその現状はどうかと申しますと、平成28年における県内労働者の一人平均の年間総実労働時間は1,792時間で対前年比6時間増加し、全国(同1,724時間)より68時間長く、その差が16時間拡大しました。栃木県の労働者の労働時間は依然として全国平均より長く、また、年次有給休暇を含む労働時間に関する相談の増加傾向が続き、数多く監督署等に寄せられております。

当局におきましては、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として貴会ほか使用者団体、労働組合等に対し過重労働解消に向けた周知啓発の協力をお願いするとともに、①「過労死等防止対策推進シンポジウム」及び「過重労働解消のためのセミナー」の開催、②本職によるベストプラクティス企業訪問とその取組紹介をはじめ、「過重労働解消相談ダイヤル」、集中的な監督指導の実施などを行いました。こうした取組は例年以上にマスコミ等において取り上げられ、過重労働についての関心の高さが浮き彫りになったところではあります。

労働局といたしましては、引き続き、「働き過ぎ防止に向けた取組の推進」、「正社員転換・待遇改善の推進」、「女性活躍の推進」、「若者、高齢者、障害者等の活躍の推進」、「労働災害防止対策の推進」を柱として、働き方改革の着実な実行、多様な働き手の参画、人材投資の強化充実等を通じた労働環境の整備・生産性の向上の促進による、働きやすい職場づくりの実現に向けた取組に力を入れてまいります。

また、栃木県最低賃金につきましては、25円の引き上げを決定し、昨年10月から1時間800円に改定いたしました。最低賃金額以上の賃金の支払をはじめとする労働関係法令の遵守をお願いいたします。

一方、県内の労働災害発生状況は、平成29年11月末現在における休業4日以上の被災者数は1,495人と、前年同期より57人(3.7%)減少し、死亡災害についても9人と、前年同期より7人減少となっております。

労働局では、「平成24年から平成29年の5年間で労働災害による休業4日以上の死傷者数を15%以上減少(毎年平均5%減)させる」という目標(第12次労働災害防止計画)に基づき、労働災害の減少に取り組んできたところですが、残念ながら、その達成が困難な状況にあります。今後は、12次防の検証結果を踏まえ、新たに策定される予定の「第13次労働災害防止計画」に基づき、依然として休業4日以上の全労

働災害の多くを占める「転倒災害」の防止ほか、死亡労働災害の撲滅、労働災害の減少に取り組んでまいります。

最賃確保、労災防止は、先に述べました「働きやすい職場づくり」の大前提です。会員各社の皆様におかれましても、是非、基本的な労務管理・安全管理の徹底、リスクアセスメントの実施、全員参加での労働災害の防止の取り組み、労働者が安全・安心で健康に働くことができる職場環境づくりの推進につきまして、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

県内の雇用状況を表す有効求人倍率は右肩上がりの状況にあり、人手・人材に対するニーズは高まっております。このような中、働き方改革の着実な実行等に向けた取組の重要度は増していくものと思っております。これに適切に対応してまいる所存でありますので、引き続き会員皆様のご支援・ご指導を賜りますようお願いいたします。

結びに、新たな年を迎え、貴会の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝、無事故・無災害をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

本年もよろしくお願い申し上げます。

栃木労働局からのお知らせ①（賃金室）

必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。

【地域別最低賃金】 特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
栃木県最低賃金	800円	平成29年10月1日

【特定最低賃金】 18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
塗料製造業	923円	平成29年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	869円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	869円	
自動車・同附属品製造業	875円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	869円	
各種商品小売業	837円	

★問合せ先・栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）又は各労働基準監督署

最低賃金ワンストップ無料相談とは？

最低賃金ワンストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

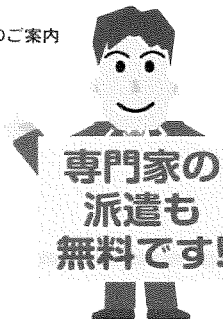
- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則(賃金規定など)の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

社会保険労務士や

経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



相談窓口はこちら！

栃木県最低賃金総合相談支援センター

〒320-0851
栃木県宇都宮市鶴田町3492-46

電話番号
0120-48-5766

メールアドレス
soudansien@tochigi-sr.jp

同一労働同一賃金とは
一体どういうことなの？

モチベーションを
上げるには
どうすればいいの？

賃金制度の
見直し方が
わからない・・・

待遇改善に向けた
原資の確保が難しい



そんなお悩みをお持ちの事業主のみなさま

栃木県非正規雇用労働者待遇改善支援センターにご相談ください！

〒320-0851

宇都宮市鶴田町3492-46

電話番号：028-648-1700 メールアドレス：hs-koyou@tochigi-sr.jp

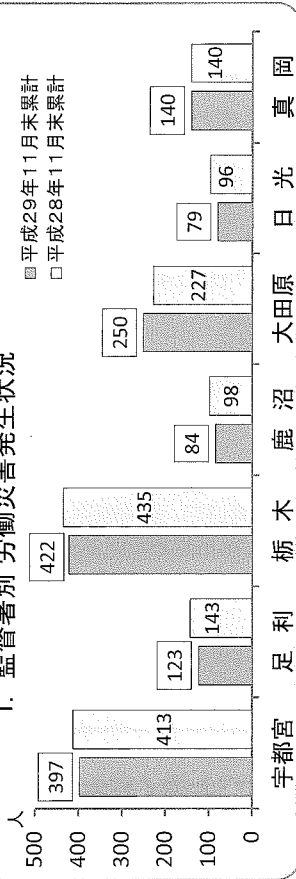
※問い合わせ先 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

労働災害発生状況 (平成29年11月末現在)

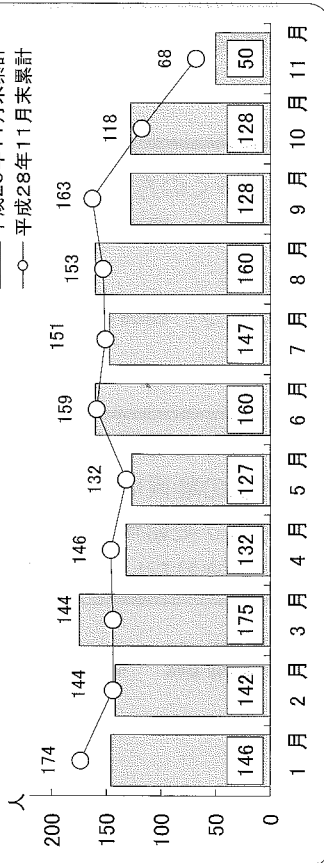
(平成29年11月末現在)

区分	平成28年		平成29年		増減数	増減率 (%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,552	16	1,495	9	-57	-3.7
製造業	485	1	434	2	-51	-10.5
建設業	211	4	175	3	-36	-17.1
道路貨物運送業	163	2	166	1	+3	+1.8
陸上貨物取扱業	18		13		-5	-27.8
林業	634	6	644	3	+10	+1.6

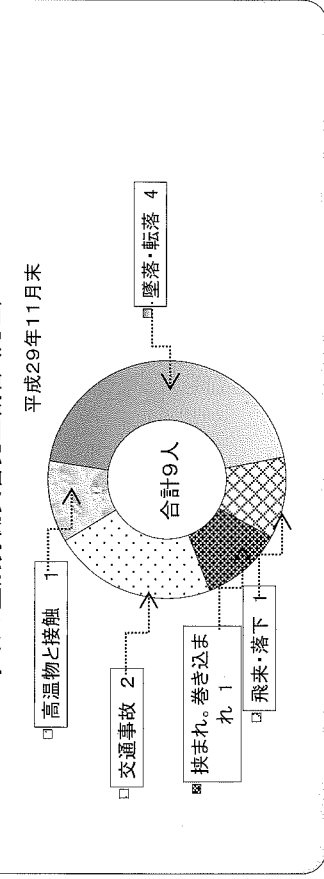
1. 監督署別労働災害発生状況



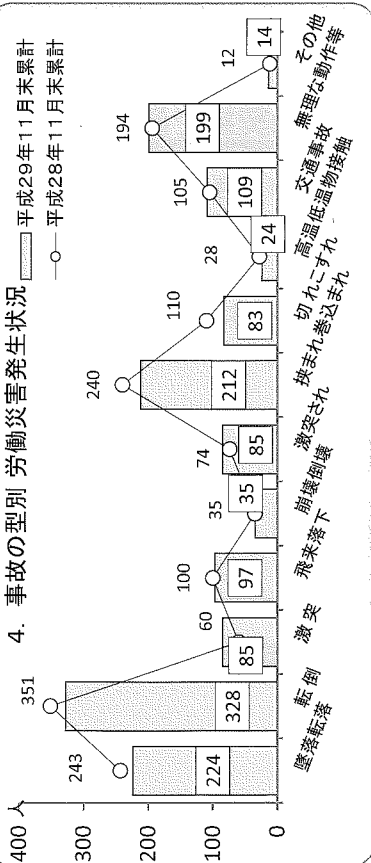
2. 月別労働災害発生状況



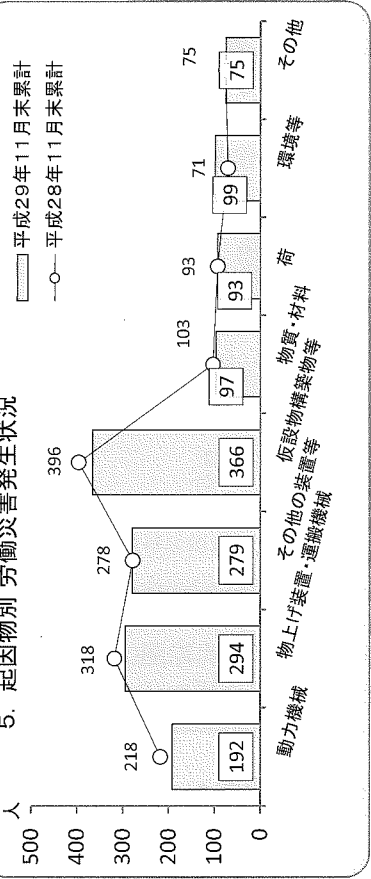
3. 事故の型別労働災害発生割合 (死亡)



4. 事故の型別労働災害発生状況



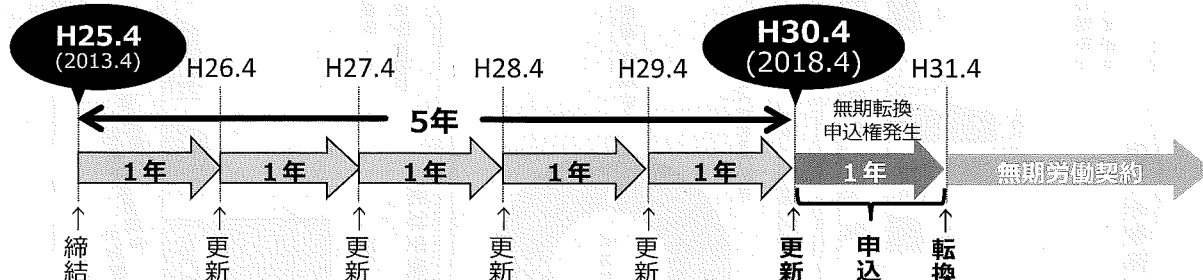
5. 起因物別労働災害発生状況



無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止めについて

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

栃木労働局雇用環境・均等室 028-633-2795

監督指導事例（水産食料品製造業）

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる会社に対し、立入調査を実施した。
- 2 全労働者の約半数に当たる16名の労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月78時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外労働（最長：月170時間）を認められたことから、指導を実施した。
- 3 満18歳未満の労働者について、深夜労働を含む時間外労働を行わせていたことから、上記2と併せて指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労基署の指導

- 1 タイムカード及び賃金台帳を確認したところ、全労働者の約半数に当たる16名の労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月78時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外労働（最長：月170時間）を行わせていたことが判明した。

労働基準監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②月45時間以内への削減について文書指導
- ③過重労働による健康障害防止について文書指導

- 2 満18歳に満たない者（年少者）については、原則として時間外労働及び深夜労働が禁止されているにもかかわらず、年少者である労働者2名に月80時間を超える時間外労働及び深夜労働を行わせていたことが判明した。

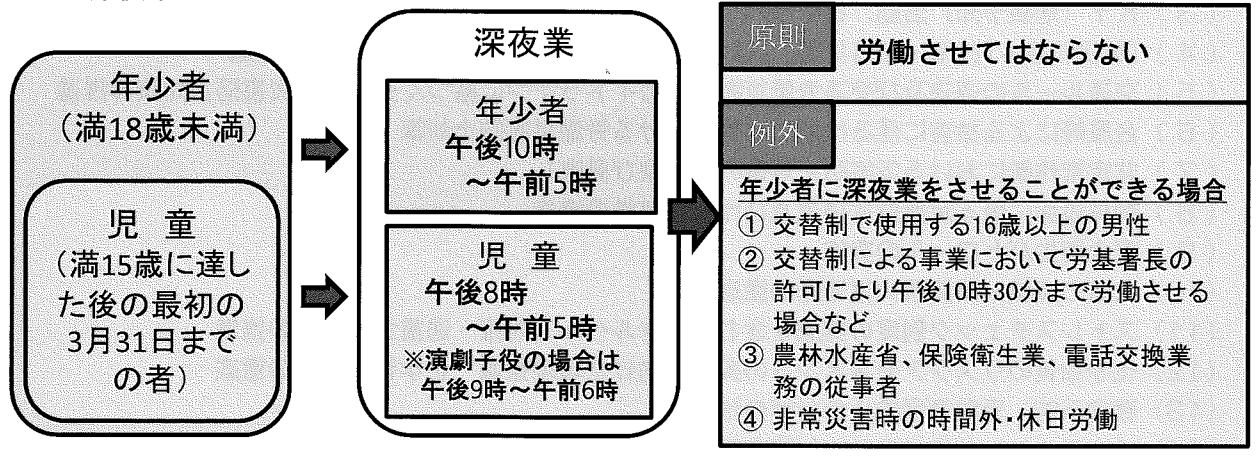
労働基準監督署の対応

- ①労働基準法第32条（第60条）（労働時間）違反を是正勧告
- ②労働基準法第61条（深夜業）違反を是正勧告

年少者については、下記のとおり労働時間に特別な制限が設けられています。

<時間外・休日労働>
<深夜業>

原則、労働させてはならない。（ただし、一部例外あり）



栃木労働局からのお知らせ⑥（雇用環境・均等室）
女性の活躍推進に取り組む事業主のみならず

一般事業主行動計画の策定・届出はお済みですか？

女性活躍推進法に基づき、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析→②課題解決のための数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・社内周知・公表→③行動計画を策定した旨の届出→④女性の活躍に関する情報の公表にお取り組みください。

労働者 301 人以上の企業は義務です。300 人以下の企業は努力義務ですが、それぞれの企業の課題に応じて積極的にお取り組みください。

- *女性の活躍推進の取組状況が優良な企業は、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。
- *認定企業等は国の各府省の公共調達等で有利になります。
- *一般事業主行動計画策定入力支援ツール（厚生労働省HP）をご活用ください。
- *中小企業のための女性活躍推進事業（厚生労働省委託事業）として、無料でアドバイザー派遣や電話相談を行っています。
- *両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）をご活用ください。

★お問合せ・ご相談は、栃木労働局雇用環境・均等室（TEL 028-633-2795）へ



栃木労働局からのお知らせ⑦（健康安全課）

年末年始無災害運動実施中！（12月1日～1月31日）

1. 趣旨

年末年始における労働災害の撲滅を目指し、栃木労働局及び管下労働基準監督署・各労働災害防止団体・事業場等の連携により、「年末年始無災害運動」を実施する。

2. 実施期間

平成29年12月1日から平成30年1月31日まで

3. 災害防止の重点事項

- （1）死亡労働災害の撲滅
- （2）転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、交通労働災害の撲滅

4. 栃木労働局の実施事項

災害防止団体等に対する啓発、広報の実施等

5. 各労働基準監督署の実施事項

- （1）管内の実情に応じた無災害運動その他署独自の推進運動による周知啓発
- （2）事業場に対する監督指導等の実施

6. 事業場の実施事項

- （1）経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- （2）リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- （3）KY（危険予知）活動、ヒヤリハット活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- （4）「転倒災害」「墜落・転落災害」「はさまれ・巻き込まれ災害」防止対策の徹底
- （5）交通ルールの遵守及び交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- （6）台風等による被害に係る復旧工事等における労働災害防止対策
- （7）非常作業における災害防止対策の作成及び見直し
- （8）機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- （9）安全衛生パトロールの実施
- （10）火気の点検・確認等火気管理の徹底
- （11）ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- （12）化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- （13）腰痛予防・受動喫煙防止の対策の推進
- （14）インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- （15）安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動ポスター・のぼり等の掲示
- （16）その他、各労働基準監督署で進める運動等への積極的な参加・実践

栃木労働局からのお知らせ⑧（健康安全課）

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」 （建設職人基本法）が施行されました（平成29年3月16日施行）。

1. 目的

国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性等を踏まえ、国・都道府県・建設業者等が連携し、全ての建設工事に従事する者（個人事業主や一人親方等を含む）の安全及び健康の確保に関する施策を推進することにより、建設業の健全な発展に資する。

2. 基本理念

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、次により行われなければならない。

- ア 建設工事の請負契約における請負代金及び工期等の適正化
- イ 設計及び施工等の各段階における必要な措置の適切な実施
- ウ 建設業者・建設業者団体・建設工事従事者の意識を高めることによる安全で衛生的な作業の遂行
- エ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

3. 基本的な方針及び施策等（概要）

- （1）建設工事の請負契約における安全衛生経費等の適切かつ明確な積算等
- （2）建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定
- （3）請負契約における責任体制の明確化
- （4）建設業者間の連携の促進
- （5）一人親方等に係る安全衛生対策及び労働者災害補償保険特別加入の促進
- （6）建設業者等による自主的な取組の促進
- （7）建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計の普及
- （8）建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発
- （9）建設工事従事者に係る社会保険等の加入の徹底
- （10）「働き方改革」の推進

<栃木労働局からのお願い>

建設工事を発注する場合は、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、施工条件等の明確化及び適正な工期の設定にご配慮いただくとともに、「社会保険、労災保険、安全衛生経費等」について、内訳書等により明示してください。

中災防からのお知らせ①

「安全衛生教育促進運動」を全国展開中です。

中央労働災害防止協会では、「安全衛生教育促進運動」を12月1日から平成30年4月30日までを実施期間として周知・広報活動を展開しています。

この運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育等を促進するため、安全衛生の意識も新たになる年末年始から、年間の安全衛生活動の計画時期である新年度にかけて、安全衛生教育の取り組みを強化していただこうと、平成25年から中災防が提唱し展開しているものです。

詳細は中災防ホームページ（<http://www.jisha.or.jp>）で、又は（一社）栃木県労働基準協会連合会へ。

とちぎ労基連トピックス①

全国産業安全衛生大会が神戸市で開催、山越正弘氏が緑十字賞を受賞

11月8日から10日まで、神戸市において中災防主催の第76回全国産業安全衛生大会が開催され、全国から約12,000名が、栃木県からも130名以上の関係者が参加しました。総合集会において、当連合会の講師を務める山越正弘氏（労働安全コンサルタント、壬生町在住）が緑十字賞（産業安全の推進）を受賞されました。

山越氏は永年にわたり、当連合会や各地区労働基準協会の教育研修講師として、安全管理者選任時研修等を担当し、豊富な安全衛生の知識をもとに多様な資料を駆使して講義を行い、県内の安全衛生水準の向上に貢献されたことにより今回の受賞となりました。誠にありがとうございました。



中退共からのお知らせ

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心

新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単

納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

とちぎ労基連トピックス②

栃木労働局からの要請・依頼の概要 (番号は年度の通し番号)

前回の会報の発行以降に下記の周知依頼・要請等を受けました。

- ③4 29年10月30日付け 栃木労働局長
(趣旨) 年末年始における年次有給休暇の取得促進について周知広報依頼
- ③5 29年10月31日付け 栃木労働局長
(趣旨) 粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組みの周知協力依頼
- ③6 29年11月15日付け 栃木労働局長
(趣旨) 平成29年度「年末年始無災害運動」の実施について(協力要請)
- ③7 29年11月30日付け 栃木労働局長
(趣旨) 栃木県特定最低賃金について周知広報依頼

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 1月22日(月) 労務管理講習会&無期契約転換
ルール説明会
清原工業団地管理センター 大会議室
- ② 1月25日(木) ~ 26日(金)
第2回職長教育
(株)クボタ 宇都宮工場 研修室
- ③ 2月22日(木) 研削といし特別教育
栃木県護国会館
- ④ 3月8日(木) ~ 9日(金)
第2回安全管理者選任時研修
栃木県護国会館
- ⑤ 3月22日(木)
第3回総務部会・第4回理事会
宇都宮市文化会館 会議室

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 1月20日(土) ~ 21日(日)
動力プレス金型交換等特別教育
(株)深井製作所
- ② 1月18日(木) THP・MS合同役員会
足利市民プラザ
- ③ 1月30日(火) 労務管理セミナー・新春会員懇談会
足利市民会館
- ④ 2月17日(土) ~ 18日(日)
職長教育 足利市民プラザ
- ⑤ 3月3日(土) THP健康づくり実践教室
アキレス(株)
- ⑥ 3月中旬 MS研究会・企業訪問リスクアセスメント研修会
(株)深井製作所
- ⑦ 3月18日(日) クレーン特別教育
オグラ金属(株)
- ⑧ 3月22日(木) 第4回役員会・理事会
足利市民プラザ

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 1月19日(金) 労務管理セミナー及び新春意見交換会
ニューアプロニー
- ② 1月24日(水) 動力プレスの金型の調整特別教育
栃木商工会議所
- ③ 1月27日(土) 栃木地区THP健康づくりセミナー
栃木商工会議所
- ④ 2月6日(火) ~ 7日(水)
職長教育 ニューアプロニー
- ⑤ 3月未定 「栃木労基署管内「安全宣言」
運動!」 災防団体長会議
ニューアプロニー

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 1月17日(水) ~ 18日(木)
プレス金型交換等特別教育
佐野市勤労者会館他
- ② 1月24日(水) 職長等能力向上教育(再教育)
佐野市勤労者会館
- ③ 2月2日(金) 新春労務講演会・講談会
Hサンルート佐野
- ④ 2月14日(水) ~ 15日(木)
有機溶剤作業主任者技能講習
佐野市勤労者会館
- ⑤ 3月6日(火) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑥ 3月22日(木) 第3回理事会
佐野市勤労者会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 1月19日(金) 労務管理講習会
(株)福田屋百貨店鹿沼店
- ② 1月19日(金) 新年祝賀会
(株)福田屋百貨店鹿沼店
- ③ 1月25日(木) ~ 26日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習
鹿沼市職業訓練センター
- ④ 2月15日(木) リスクアセスメント研修
鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 2月 労務管理部会 会場未定
- ⑥ 2月 産業安全部会
- ⑦ 2月 労働衛生部会
- ⑧ 3月 総務部会
- ⑨ 3月 理事会

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 1月5日(金) 北栃木新春名刺交換会
大田市勝田屋
- ② 1月10日(水) 那須塩原市新春賀詞交歓会
那須塩原市石山
- ③ 3月9日(金) ~ 10日(土)
総務・安全・衛生合同部会
那須塩原市
監督署会議室
- ④ 3月28日(水) 理事会

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 1月23日(火) フォークリフト運転業務従事者
安全衛生教育(林災防協力)
日光市大沢公民館
- ② 1月25日(木) ~ 26日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習
(林災防協力) 鹿沼市
- ③ 2月21日(水) チェーンソーを用いて行う伐木等
業務従事者安全衛生教育
(林災防協力) 宇都宮市
- ④ 3月1日(木) 刈払機取扱作業従事者安全衛生教育
(林災防協力) 宇都宮市
- ⑤ 3月5日(月) 玉掛け業務従事者安全衛生教育
(那須クレーン教習所協力)
日光市大沢公民館
- ⑥ 3月6日(火) 労務管理講習会
日光市大沢公民館
- ⑦ 3月7日(水) ~ 8日(木)
伐木等の業務特別教育
(林災防協力) 宇都宮市
- ⑧ 3月8日(木) ~ 9日(金)
職長教育 日光市大沢公民館
- ⑨ 未定 専門部合同会議 会場未定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 1月30日(火) リスクアセスメント実務研修
真岡市青年女性会館
- ② 2月15日(木) 労務管理セミナー
真岡市公民館

平成 29 年度各種技能講習等実施計画表 (一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切
1	9(火) ~ 10(水) 有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	10/10(火)	12/26(火)
	11(木) ~ 12(金) 安全管理者選任時研修②	〃	10/11(水)	1/5(金)
	15(月) ~ 16(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	〃	10/16(月)	1/5(金)
2	5(月) ~ 6(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑪	建設産業会館	11/6(月)	1/22(月)
	7(水) ~ 8(木) 乾燥設備作業主任者技能講習③	〃	11/7(火)	1/24(水)
	15(木) ~ 16(金) 栃木KYTトレーナー研修②(中災防主催)	〃	随時	先着順
	19(月) ~ 21(水) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	11/20(月)	2/5(月)
	26(月) ~ 27(火) 安全衛生推進者等養成講習⑤(一般③)	〃	11/27(月)	2/13(火)
3	5(月) ~ 6(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑫	建設産業会館	12/5(火)	2/19(月)
	12(月) ~ 13(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	〃	12/12(火)	2/26(月)
	15(木) ~ 16(金) プレス機械作業主任者技能講習③	〃	12/15(金)	3/1(木)

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00 ~ 17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

TEL : 028-678-2771 FAX : 028-678-2775 Email : info@tochikiren.or.jp